

米倉小学校いじめ防止基本方針

新発田市立米倉小学校

1 はじめに

新発田市立米倉小学校いじめ防止基本方針は、いじめ防止対策推進法第13条の規程に基づき、本校におけるいじめ防止等のための対策を効果的に推進するために策定するものである。

本校は、全校児童41名の小規模校である。少人数で人間関係が固定化してしまうデメリットを克服する為に、縦割り班活動や統合予定の小学校との交流活動などを積極的に行い、人間関係づくりやコミュニケーション能力の育成に努めてきた。また、少人数で教職員の目が行き届きやすいメリットを生かして、児童の心の状態に目を配り、職員間での情報交換をこまめに行ってきた。そうした取組から、クラスが楽しいと感じている児童の割合は98%と高く（H28年度末調査）、全員の児童が学校生活に満足している様子が窺われる。

しかし、その時々のある行事や日常の交友関係からその割合は変化してくるものであることや普段の生活の中で見られる人を傷つける言葉や行動などから、いじめ防止の対策は常に講じていく必要があると考える。

「学校は、児童にとって安心で安全な場所でなければならない。いじめは、どの子どもにも、どの学校においても起こりうる」ことを再認識し、全校児童が「いじめのない明るく楽しい学校生活」を送ることができるよう、家庭や地域と連携し、全校体制で取り組んでいく。

2 いじめの定義といじめ防止の基本方針

(1) いじめの定義（いじめ防止対策推進法第2条）

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等、当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

（※いじめ防止等の基本的な方針P4,5）

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童の立場に立つことが必要である。この際、いじめには、多様な態様があることに鑑み、法の対象となるいじめに該当するか否かを判断するに当たり、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることのないよう努めることが必要である。例えばいじめられていても、本人がそれを否定する場合が多々あることを踏まえ、当該児童の表情や様子をきめ細かく観察するなどして確認する必要がある。

ただし、このことは、いじめられた児童の主観を確認する際に、行為の起こったときのいじめられた児童本人や周辺の状態等を客観的に確認することを排除するものではない。なお、いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、法第22条の学校いじめ対策組織を活用して行う。

「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童や、塾やスポーツクラブ等当該児童が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該児童と何らかの人的関係を指す。

また、「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。

なお、例えばインターネット上で悪口を書かれた児童がいたが、当該児童がそのことを知らずにいるような場合など、行為の対象となる児童本人が心身の苦痛を感じるに至っていない

いケースについても、加害行為を行った児童に対する指導等については法の趣旨を踏まえた適切な対応が必要である。加えて、いじめられた児童の立場に立って、いじめに当たると判断した場合にも、その全てが厳しい指導を要する場合であるとは限らない。例えば、好意から行った行為が意図せず相手側の児童に心身の苦痛を感じさせてしまったような場合、軽い言葉で相手を傷つけたが、すぐに加害者が謝罪し教員の指導によらずして良好な関係を再び築くことができた場合等においては、学校は、「いじめ」という言葉を使わず指導するなど、柔軟な対応による対処も可能である。ただし、これらの場合であっても、法が定義するいじめに該当するため、事案を法第22条の学校いじめ対策組織へ情報共有することは必要となる。

(2) 具体的ないじめの態様 (例)

- 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- 仲間はずれ、集団による無視をされる。
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- 金品をたかられる。
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等。

(3) いじめ防止の基本方針

いじめ問題を、人権を侵害する重大な問題ととらえ、その予防と発生時における解消のために、以下のように家庭や地域と連携し、全校体制で取り組んでいく。

◆基本認識

いじめは人間として絶対に許されない行為である

- いじめは、特定の人を対象に心理的または物理的に影響を与える行為である。
- いじめは人権侵害であり、人間虐待であり、人間として絶対に許されない行為である。
- いじめであるかどうかを厳密に区別することに意味はなく、行為を受けている子どもが心身の苦痛を感じたり傷ついたりしていれば、迷わずその子どもを救わなければならない。被害者の立場に立った理解と支援が必要である。
- いじめは、どの子どもにも、どの学校においても起こり得るととらえ、子どもたちを丁寧にかつ温かく見守り、全力でいじめ防止に取り組んでいく。
- いじめを許さない、見過ごさない雰囲気づくりに努める。
- 児童一人一人の自己有用感を高め、自尊感情を育む教育活動を推進する。
- 早期発見のために、様々な手段を講じる。
- 早期解決のために、当該児童の安全を保障するとともに、学校内だけでなく保護者、各種団体や専門家と協力して、解決にあたる。

上記基本方針をもとに、家庭、地域、関係諸機関と連携し、いじめの未然防止及び早期発見に取り組み、いじめに繋がる行為を認知したり、いじめが発生したりした場合は適切かつ迅速にこれに対処するため、いじめ防止基本方針を定める。

3 いじめ防止対策のための組織

いじめ・不登校対策委員会（常設）

校長、教頭、教務主任、生活指導主任、特別支援コーディネーター、当該学級担任、養護教諭

必要に応じて

市SSW、スクールカウンセラー、児童相談所、市指導主事、学校医、主任児童委員、民生委員等

（１）いじめ・不登校対策委員会の役割

【未然防止】

①いじめの未然防止のため、いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりを行う役割

【早期発見・事案対処】

①いじめの早期発見のため、いじめの相談・通報を受け付ける窓口としての役割

②いじめの早期発見・事案対処のため、いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う役割

③いじめに係る情報（いじめが疑われる情報や児童間の人間関係に関する悩みを含む）があった時には緊急会議を開催するなど情報の迅速な共有、及び関係児童に対するアンケート調査、聴き取り調査等により事実関係の把握といじめであるか否かの判断を行う役割

④いじめの被害児童に対する支援・加害児童に対する指導の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施する役割

的確にいじめの疑いに関する情報を共有し、共有された情報を基に、組織的に対応していく。特に、事実関係の把握、いじめであるか否かの判断は組織的に行うことが必要であり、情報の収集と記録、共有を行う役割を担うため、教職員は、ささいな兆候や懸念、児童からの訴えを、抱え込まずに、又は対応不要であると個人で判断せずに、直ちに全てを報告・相談する。加えて、集められた情報は、個別の児童ごとなどに記録し、複数の教職員が個別に認知した情報の集約と共有化を図る。

【学校いじめ防止基本方針に基づく各種取組】

①いじめ防止基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正を行う役割

②いじめ防止基本方針における年間計画に基づき、いじめの防止等に係る校内研修を企画し、計画的に実施する役割

③いじめ防止基本方針が実情に即して適切に機能しているかについての点検を行い、いじめ防止基本方針の見直しを行う役割（PDCAサイクルの実行を含む）

（２）生活指導部会

① 日常的にいじめ問題やその他生徒指導上の情報収集及び課題に対応する組織

② 生活目標の設定・指導・評価

③ 構成的グループエンカウンターエクササイズ・Q-Uテストの計画・実行

4 いじめ防止に向けた取組、いじめ対応の基本的考え（「米倉の教育」P19・20）

1 いじめを見逃さない、許さない学校づくり

(1) 年間を通じて「いじめ防止学習プログラム」を実施する。

「いじめ防止プログラム」は、平成12年3月に新潟県教育委員会から示された学習プログラムである。このプログラムはいじめ防止に主眼をおき、年間を通して計画的に「準備」(Preparation)「教育」(Education)「行動」(Action)「対処」(Coping)「評価」(Evaluation)の各段階を追いながら実行される。

米倉小学校ではこれまでの取組を見直し、より学校の実態に合った内容に改善して実施していく。

(2) 中1ギャップ解消に向けたプランを作成し、実施する。

中学校1年生で起きるいじめの数は、小学校6年生と比べて全国平均で3倍以上になる。原因として、小・中学校間のシステムの違いや中学校に入学後の人間関係の変化が挙げられる。当校では、東中学校を中心として3つの小学校が連携を密にし、中学校への移行支援を充実させていく。また、東中学校と連携したきめ細やかな適応支援を行っていく。

2 いじめ発生時の対応について

(1) 校長のリーダーシップのもと、全職員で情報収集、早期解決に当たる。

- ① 児童からの相談、担任等による発見、家庭からの連絡など、いじめ発見の端緒は様々であるが、情報を把握した職員は生活指導主任に連絡すると共に、直ちに校長・教頭に報告する。
- ② 校長は、直ちに校内いじめ対策委員会（場合によっては職員会議）を開催し、個々の児童の状況について人権を配慮しながら情報収集を行い、事実を確認する。この段階で、関係児童の保護者とも連絡を取り、連携していく。
- ③ 必要に応じて関係機関とも連絡を取りながら職員会議を開催し、解決策を決定し、職員がチームを組んで取り組む。

(2) 被害者救済を第一に考えて対策をとる。

- ① 被害者の緊張や不安を配慮し、丁寧に時間をかけて聴取や相談を行う。
- ② 問題の表面化が被害者の立場を悪くする可能性があることに留意し、関係児童の人間関係に注意しながら慎重に取り組む。
- ③ 加害者に対しては「いじめは絶対許されない」ことを徹底指導するとともに、いじめに至った心情と経過を聞きながら自ら反省し、被害者に謝罪できるように支援していく。
- ④ 解決に向けた取組によって状況が改善しなければ、場合によっては加害者を引き離すなどの緊急措置を取る。
- ⑤ 被害者、加害者の納得のもと、原則として「被害者と加害者の話し合い」の場を設ける。そこでは、学級担任等及び管理職が立ち会う。
- ⑥ いじめを傍観していた児童全てについても、聴取と指導を行う。

(3) 家庭との連携・相談・報告を緊密にして解決に当たる。

- ① 情報収集の段階、解決策立案の段階、解決に向けた取組の段階、収束後の段階等、きめ細やかに連絡・相談・報告を行い、家庭と学校が連携して解決できるよう配慮する。
- ② 関係保護者間の協議が必要な場合、管理職ほか担任等関係職員が立ち会い、解決に向けて関係者が協力できるように配慮する。

(4) 関係機関と連携して解決に当たる。

- ① 新発田市教育委員会に相談しながら解決に向けて取り組んでいく。
- ② 必要に応じて各種専門機関と連携して取り組んでいく。

いじめを発見したときの対応の三原則

【即時対応】

- 些細な兆候でもいじめではないかと疑いをもち、早い段階から複数の職員でかかわる。いじめかどうかの認知は組織で判断する。ささいな兆候や懸念、児童からの訴えを、抱え込まずに、又は対応不要であると個人で判断せずに、直ちに全てを報告・相談する。特に、保護者からの訴えがあったにもかかわらず対応が不十分な場合は信頼を失うことにつながる。校内の報告・連絡・相談・経過報告（事後報告）を怠らず、早期発見・即時対応で事態の深刻化を防ぐ。

【親身な対応】

- 被害児童やその保護者の立場にたち、「些細な悪ふざけ」として軽視しない。「自分に見落としがあったかもしれない」という謙虚な構えと傾聴の姿勢で、親身に対応する。

【基本は家庭訪問】

- 被害・加害双方の児童に家庭訪問を原則とする。被害・加害児童から聞き取ったり、確認したりしたことについて、その日のうちに家庭に伝える。
- 被害児童の保護者には、その後の経過・学校の対応を正確に伝える。謝罪と今後の解消への取組について話し合いをもち、了承と協力を得る。
- 加害児童の保護者には、いじめの具体的な内容や状況、いじめを受けた児童の心情を正確に伝え、学校の取組について了承と協力を依頼する。納得が得られない場合も考えられるが、「理解が得られるまで時間をかけて話し合う」という覚悟で臨む。

5 生徒指導体制

(1) いじめ防止に向けた指導事項

- 自己有用感、自己肯定感の育成（授業、係活動・委員会活動、縦割り班活動など）
- 自他の生命や人権の尊重（道徳、人権教育、同和教育など）
- いじめは許されないことや、いじめの様態（学級指導など）
- いじめが引き起こす問題やいじめへの対処の仕方（学級指導、道徳など）

(2) 生徒指導にかかわる年間計画 (平成29年度)「米倉の教育」P18

生活指導にかかわる年間指導計画 (●いじめ防止学習プログラムの取り組み)

月	主な学校行事	生徒指導に関する予定	重点目標	月別生活の指導事項	心を育てる体験活動
4	・始業式4/6(木) ・入学式4/7(金) ・交通安全教室	・生活指導部会(生徒指導の全体計画、4・5月の生活のめあて) ・地区子供会(集団登校の約束ごと) <> ・春の交通安全指導() ・交通安全教室() ●毎月職員会議後、情報交換を行う。	あいさつがひびく学校にしよう。	・約束を守り、安全に登下校しよう。	・1年生を迎える会 ・縦割り班結成(前期) ・縦割り班遊び ●全校いも植え(縦割り班)
5	・全校集会5/2(火) <> ・イモ植え付け ・運動会5/20(土)	・生活指導部会(6月の生活のめあて)	・生活や遊びのきまりの定着 ・あいさつ運動の工夫	・廊下や階段を静かに歩こう。	・児童集会(応接練習) ・縦割り班遊び ・運動会
6	・修学旅行6/1、2 ・全校集会6/6(火) <> ・体力テスト ・1日参観6/30(ワクワク)	・生活指導部会(7月の生活のめあて) ●QUテスト・ 気になる児童と教育相談 ●児童集会(グループエンカウンター) < > 6/20 ●子どもを語る会(6/16)		・あいさつの花をさかせよう。 ●あいさつ強調週間 (例) あいさつの木に花を咲かせよう。(低・中・高)	●児童集会(グループエンカウンター) ・ワクワクフェスティバル(児童会) ・修学旅行
7	・全校集会7/3(月) <> ・自然教室7/4、5 ・始業式7/24(月) <>	・生活指導部会(夏休みの生活) ・たより発行 ・地区子供会(夏休みの生活やきまり) <>、地区懇談会 ●学校生活アンケート・ 気になる児童と教育相談		・身の回りの整理整頓をしよう。 (机やロッカー、靴箱の中)	・縦割り班遊び ・教育鑑賞事業(下学年) ●全校いも植え ・自然教室
8		●夏休み 職員研修 ・生活指導部会(9・10月の生活のめあて)		●地域の人にあいさつをしよう。ラジオペ操カード&あいさつカード	
9	・始業式9/1(金) <> ・親善陸上大会9/28(木) ・赤谷体験教室9/7(木)	●夏休み後生活アンケート・ 気になる児童と教育相談 ●児童集会(グループエンカウンター) <> ・生活指導部会(10月のめあて)	やさしい言葉づかいで話そう。	・明るいあいさつをしよう。 ●あいさつ強調週間 (例) あいさつの花畑運動など <u>縦割り班で取り組む</u>	●児童集会(グループエンカウンター) ・縦割り班遊び ・親善陸上大会・赤谷体験教室 ・教育鑑賞事業(上学年)
10	・全校集会10/3(火) <> ・マラソン大会10/4(木) ・文化祭10/15(日) ・全校いも掘り	・生活指導部会(11月の生活のめあて)	・言葉使い運動の工夫	・道具の後始末をきちんとしよう。	・縦割り班遊び(後期) ・縦割り班遊び
11	・全校集会11/1(木) <> ・個人懇談会・いじめゼロ集会 ・音楽文楽会 ・開校記念式典11/12(日)	・生活指導部会(12月の生活のめあて) ●QUテスト・ ふれあい週間(全員と教育相談) ●子どもを語る会(11/24)		・やさしい言葉づかいで話そう。	・音楽朝会
12	・全校集会12/1(金) <> ・参観日、懇談会12/4(月) ・終業式12/22(金) <>	・生活指導部会(冬休みの生活) ・地区子供会(冬休みの生活やきまりについて) <> ●学校生活アンケート		・約束を守り、安全に登下校しよう。	・縦割り班遊び
1	・始業式1/9(火) <> ・書初め大会1/12(金) ・参観日、懇談会1/19(金)	・生活指導部会(1・2月の生活のめあて) ●冬休み後アンケート・ 気になる児童と教育相談 ●児童集会(グループエンカウンター) <> (ノ)	感謝の気持ちを伝え合おう。 ・感謝を伝え合う活動の工夫 ・リーダーの意識の持たせ方の工夫	・明るいあいさつをしよう ●あいさつ強調週間 (例) 明るいあいさつで六年生を送ろう 親子あいさつ週間など ・丁寧にそうじをしよう。	●児童集会(グループエンカウンター) ・給食週間 ・児童集会(なわとび)
2	・全校集会2/1(木) <> ・なわとび大会2/2(金) ・スキー教室・そり教室 ・六送会	・生活指導部会(3月の生活のめあて) ●学校生活アンケート(生活面のめ)・ 気になる児童と教育相談			・なわとび大会 ・児童集会(雪遊び) ・縦割り班遊び ・六送会
3	・全校集会3/1(木) <> ・終業式3/22(金) <> ・卒業式3/23(金) ・離任式3/26(月)	・生活指導部会(1年間の反省) ・地区子供会(新しい通学班の編成、1年間の反省) <> ●子どもを語る会(3/9)		・感謝の気持ちを伝え合おう。	・児童集会(米小さよなら) ・卒業式の練習、卒業式

(3) 教育相談体制

○Q-Uテストや児童生活アンケートの結果から、気になる児童との教育相談を担当が行う。

(6月、7月、9月、11月、1月)

○必要に応じて、担任以外の教職員や養護教諭なども、教育相談に当たる。

○深刻ないじめに関わる事案については、スクールカウンセラーやSSWの支援を要請する。

○「子どもを語る会」等の機会に、教育相談実施後の情報共有を行い、連携して迅速に対応する。

(4) 早期発見・早期対応の在り方

① ささいな変化に気付くために

○遊びやふざけなどのようにも見えるものの気になる行為についても、5W1H(い

つ、どこで、誰が、誰と、何を、どのように)をメモしておく。

- 健康観察の時に一人一人の顔を見て声を聞く。
- 児童と教職員間で交わされる日記を活用する。
- 保健室での様子を聴き取る。
- 積極的に保護者からの相談を受け入れる体制や、地域の方から通学時の様子を寄せてもらえる体制を工夫する。
- ② 気づいた情報を確実に共有するために
 - 気になる様子については、すぐに生活主任に相談し、管理職にも報告する。
 - 職員会議や職員終会の時間を利用して、子どもの様子について情報交換を行う。
 - 学期ごとに行われる「子どもを語る会」では、気になる児童の様子や対応についての共通理解を図る。
- ③ 速やかに対応するために
 - 急を要する事案については、その対応について「いじめ・不登校対策委員会」を中心に検討し、速やかに行動を取る。(その日の内に対応するのが基本)
 - 他の教職員にも、できるだけ速やかに対応の仕方を伝え、共通理解を図る。

5 校内研修

- 生活指導上の問題を解決する為の研修会を、年間1回以上行う。(夏季休業中)
- 特別な支援を要する児童への理解を深め、支援の仕方を学ぶ研修会を年間1回以上行う。

6 いじめ防止に向けた取組の評価

- 学校生活アンケートとQ-Uテストを基に以下の点について評価する。
 - ① いじめの経験者数、経験頻度の変化
 - ② 児童のいじめに対する意識や理解の変容
 - ③ 学校や学級に対する不適応感や適応感の変化、ストレスの増減度

7 保護者や地域とのいじめ防止に向けた連携

- ① 年度当初のPTA総会や後援会総会において、いじめの防止等に関する保護者責務や学校基本方針と具体的な取組について伝え、意識啓発を行う。
- ② 人権意識、思いやり等の醸成を目的として、保護者へ道徳の公開授業を年1回学習参観で実施する。ネットいじめ等の実態や予防を図るため、児童や保護者が参加でき講演会等の実施やネットトラブルの危険性を周知する取組などを行い、家庭での使用上のルールづくりを推進する。
- ③ いじめ見逃しゼロスクール集会を公開したり学年懇談会や地区懇談会、学校関係者会議等で子どもたちの実態やいじめ防止に向けた取組状況を説明し家庭や地域での協力を呼びかける。
- ④ 米倉小学校いじめ防止基本方針をホームページに公開し、地域の方々へ取組を発信し、いじめ防止基本方針の周知を図る。
- ⑤ 地域の活動と連携して、いじめの未然防止を図る。(PTA学校安全ボランティアのパトロール、民生児童委員によるあいさつ運動等)
- ⑥ いじめの実態に関する調査結果等を便りを通じて公表する。
- ⑦ PDCAサイクルで進める「学校評価」の成果等の振り返りの中で、いじめ防止基本方針で示した取組等を点検評価する。さらに、それらの成果と課題をもとにいじめ防止基本方針を改善するとともに、次年度の「学校評価」策定に生かしていく。

8 重大事態への対処

(1) 重大事態の意味

- ① いじめにより在籍児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき

- | | |
|------------------|-------------------|
| ・児童が自殺を企図した場合 | ・身体に重大な傷害を負った場合 |
| ・金品等に重大な被害を被った場合 | ・精神性の疾患を発症した場合 など |

- ② いじめにより在籍する児童が相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあるとき（「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間 30 日を目安とする。ただし、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記の目安にかかわらず、学校の設置者又は学校の判断により、迅速に着手する。また、児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告、調査等に当たる。）

（２）重大事態の報告

重大事態発生	学校	→	市教育委員会	→	新発田市長
* 学校を設置する地方公共団体の長への報告義務あり					

（３）調査の主体について

- ① 学校が主体となって行う場合（基本的には学校が主体となって調査を行う）
- ② 市教育委員会が主体となって行う場合

- | |
|---|
| ・学校主体の調査では重大事態への対処及び同種の事態の発生防止に必ずしも十分な結果を得られないと判断する場合 |
| ・学校の教育活動に支障をきたす場合 |

（４）調査を行う組織

* 重大事態に係る調査を行うために速やかに組織を設ける。

ア 学校における「いじめ防止対策委員会」を母体として、重大事態の性質に応じて、市教育委員会の指導助言をもとに適切な専門家を加える。

イ 組織の構成については、公平性・中立性を確保するために当該いじめ事案の関係者と直接人間関係または特別な利害関係を有しない第三者の参加を図る。

（* 第三者：市教育委員会 SSW、市担当弁護士、学識経験者、精神科医、職能団体等）

（５）事実関係を明確にするための調査の実施

* 客観的な事実関係を速やかに明らかにする。

* 不都合なことがあっても事実にしっかりと向き合う。

ア 事実を明確にするために、以下のことを時間的経過に沿って網羅的に明らかにする。

○ いじめ行為が、「いつ」「誰から」「どのような様態であったか」

○ いじめの背景

○ 児童の人間関係にどのような問題があるのか

○ 学校・教職員がどのように対応したか

イ いじめられた児童から聴き取りが可能な場合

○ いじめられた児童、いじめられた児童以外の在籍児童、教職員から質問紙調査、聴き取り調査を十分に行う。

- 児童が信頼する教師や教育相談担当が聴取に当たる。
- いじめられた児童、情報提供をしてくれた児童を守ることを最優先することを伝える。
- いじめられた児童には、継続的な心のケアを行い、落ち着いた生活復帰の支援や学習支援を行うことを伝える。
- 以下の点について、答えられる範囲で聴取する。無理強いはしない。

- ・ 誰から：1対1？ 複数？ グループ？
- ・ いつ頃から、どんな時に？
- ・ どのようなことがきっかけで？（もし、思い当たれば…）
- ・ どこで？（教室、トイレ、学校の帰り道など）
- ・ どのような方法で？（暴力？ 言葉？ 無視？など）

ウ いじめられた児童から聴き取りが不可能な場合

- 保護者が信頼する教師や教育相談担当が聴取に当たる。
- 当該児童の保護者の要望・意見を十分に聴取し、迅速に保護者に今後の調査について協議し調査に着手する。
- 調査方法として、在籍児童や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査を行う。

（6）調査結果の提供及び報告

① いじめを受けた児童及びその保護者に対する情報を適切に提供する責任

ア いじめを受けた児童やその保護者に対して事実関係について、管理職と対策委員代表職員が説明する。この情報提供に当たっては、適時・適切な方法で経過報告をする。

- ・ いじめ行為が「いつ」「誰から」「どのような態様で」行われたか
- ・ 学校がどのように対応したか

イ 他の児童のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮して適切に提供する。ただし、個人情報保護を盾に説明を怠らないようにする。

ウ 質問紙調査の実施によって得られたアンケートは、いじめられた児童、その保護者に提供する場合があることを念頭に置く。調査を行う際には、その旨を調査対象となる在籍児童やその保護者に説明をする。

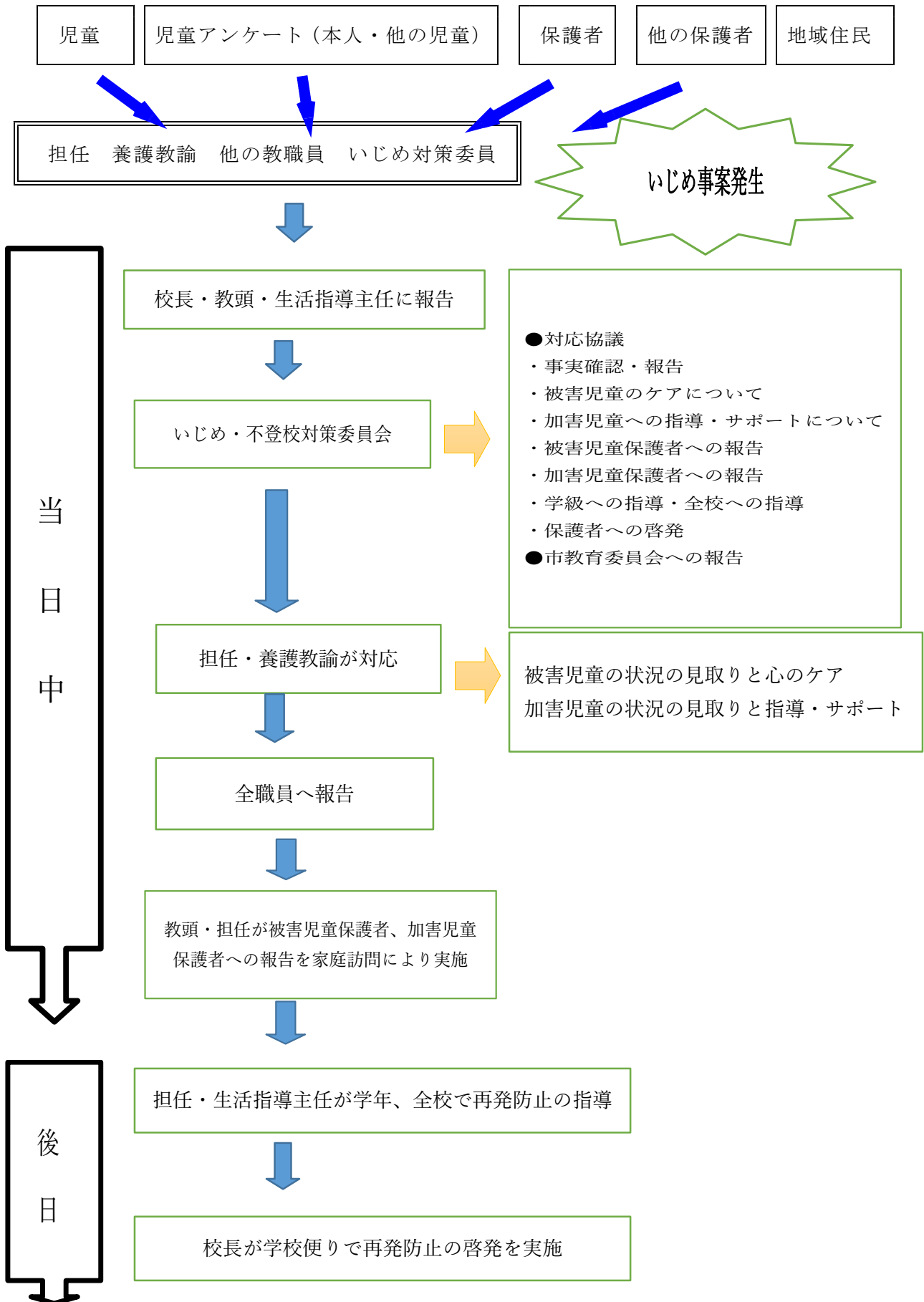
エ 調査を行う際には、調査方法及び内容項目及び情報提供の内容・方法・時期等について市教育委員会と協議し、必要な指導及び支援を受ける。

② 調査結果の報告

ア 調査結果については、市教育委員会を通して、新発田市長に文書で報告する。

イ いじめを受けた児童またはその保護者が希望する場合には、いじめを受けた児童またはその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果の報告に添えて、市教育委員会を通して、新発田市長に文書で報告する。

9 具体的な動き



10 その他

- (1) 米倉小学校いじめ防止学習プログラム（別頁）「米倉の教育」P25
- (2) 中1ギャップ解消プログラム米倉小学校プラン（別頁）「米倉の教育」P27
- (3) いじめが「解消している」状態とは（いじめ防止等の基本的な方針P30, 31）

少なくとも次の2つの要件が満たされている必要。ただし、要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。

① いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。少なくとも3か月を目安とする。ただし、被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、学校の設置者又は学校いじめ対策組織の判断により、より長期の期間を設定するものとする。教職員は、相当の期間が経過するまでは、被害・加害児童の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。行為が止んでいない場合は、改めて、相当の期間を設定して状況を注視する。

② 被害児童が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

学校は、いじめが解消に至っていない段階では、被害児童を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する責任を有する。いじめ対策委員会においては、いじめが解消に至るまで被害児童の支援を継続するため、支援内容、情報共有、教職員の役割分担を含む対処プランを策定し、確実に実行する。

上記のいじめが「解消している」状態とは、あくまで、一つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、教職員は、当該いじめの被害児童及び加害児童については、日常的に注意深く観察する必要がある。